

総合評価落札方式に係る手続開始の公示（再度公示）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 25 日

支出負担行為担当官

国立療養所奄美和光園 事務長 上山 卓朗

1 工事概要

- (1) 工事名 国立療養所奄美和光園 管理棟エレベーター増設整備工事
- (2) 工事場所 鹿児島県奄美市名瀬和光町 1700 番地
- (3) 工事内容 主な工事内容は以下の工事である。
管理棟エレベーター増設工事
 - ・エレベーター棟の新築（構造は木造）、渡り廊下改修
 - ・新築部分にエレベーター設置
 - ・管理棟接続部分をエレベーターホールに改修
 - ・エレベーターホール改修により消滅する部屋の新築部分への移設
 - ・エレベーター用の非常用電源の設置（自家発・蓄電池）
 - ・管理棟屋上及びエレベーター棟屋上への太陽光発電パネルの設置
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。
- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を紙入札方式により行う。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省により、令和 7・8 年度の九州沖縄地域における「建築一式工事」に係る A、B 又は C 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 22 年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 % 以上の場合のものに限る。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が 6

- 5点未満のものを除くこと。
- ・エレベーター増設又は新設を含む建物の改修又は新築工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置すること。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
- ①建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者又は監理技術者については、1級建築施工管理技士若しくは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有するものと認定した者。
- ②監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③配置予定の主任技術者、管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (9) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③ 船員保険 ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険
- (12) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (13) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に、評価値を算出し落札者決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 企業の技術力に関する事項
- (イ) 技術者の能力に関する事項
- (ウ) 地域精通度・地域貢献度に関する事項
- (エ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- (オ) 賃上げ推進に関する事項
- (カ) 工事信頼度に関する事項

(3) 評価の方法及び落札者の決定

評価値 = { (標準点) / (入札価格) } の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- ①入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ②最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

(4) 上記(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒894-0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地

国立療養所奄美和光園 庶務課 施設管理係

電話 0997-52-6311

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、以下の交付場所で交付する。

令和7年12月26日から令和8年1月21日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分～17時00分まで。）。上記4（1）と同じ。

交付に当たっては実費を請求する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年1月22日（木） 17時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）まで。

上記3（1）と同じ。直接持参し、又は郵送にて提出する（書留郵便に限る。提出期間内必着。）こと。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和8年1月29日（木）17時00分までに、上記4（1）に持参すること。又は、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

開札は、令和8年1月30日（金）11時00分、国立療養所奄美和光園会議室において行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。
- ② 契約保証金 免除。ただし、付保割合を 10 分の 3 以上とする公共工事履行保証証券（契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記 3 (3) に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準を下回った価格をもつて契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 競争への参加を希望する者は、別紙 1 「保険料納付に係る申立書」及び別紙 2 「自己申告書」を令和 8 年 1 月 22 日までに提出すること。

(11) 技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 詳細は入札説明書による。